

平成29年度公開セミナー「風力発電事業における環境アセスメント」資料

風力発電事業により発生する影響等について  
**景観影響と予測評価の手法**

プレック研究所 辻阪 吟子

# はじめに－自己紹介

- ・辻阪 吟子（つじさか ぎんこ）
- ・(株)プレック研究所 取締役 環境アセスメント部門統括部長兼務
- ・学生時代の専攻 心理学（社会心理学）
- ・仕事としてやってきたこと
  - ・～1989年：メッシュ解析等を用いた地域環境評価、開発配慮（リゾート法によるリゾートブーム）
  - ・1990～1999年：景観条例,アセス法制化（1997年）契機の自治体アセス制度、愛知万博のアセス制度
  - ・2000～2009年：自治体環境計画・エネルギー・ビジョン等（市民参加）
  - ・2010～ 現在：環境アセス全般（制度、技術手法、特に景観）都市公園等の管理運営関連（官民連携）

# 本日の内容

1. 最近の風力発電の動向
2. 風力発電における景観問題
3. 風力発電アセスにおける景観
4. 景観の技術手法と課題

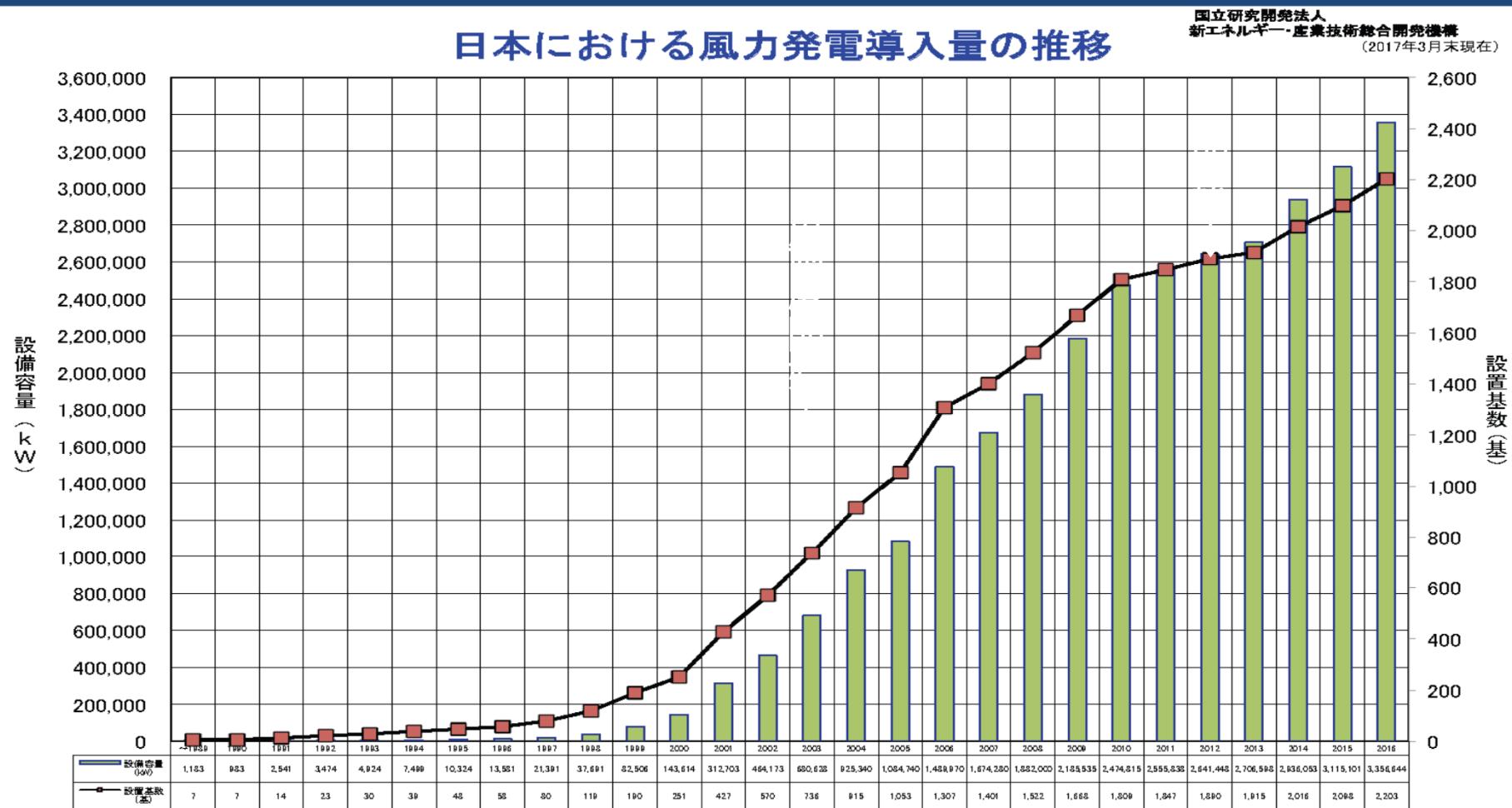
# 1. 最近の風力発電の動向

(景観影響を考える上で重要な動向)

- ① 風力発電量が急増
- ② 風力発電機が大型化
- ③ 地域的偏在が大

# ①風力発電量が急増

- ・2003年 約68万kW ⇒ 2012.6末 約260万kW
- ・2016年末 約335万kW 2012以降認定済み未導入 約240万kW



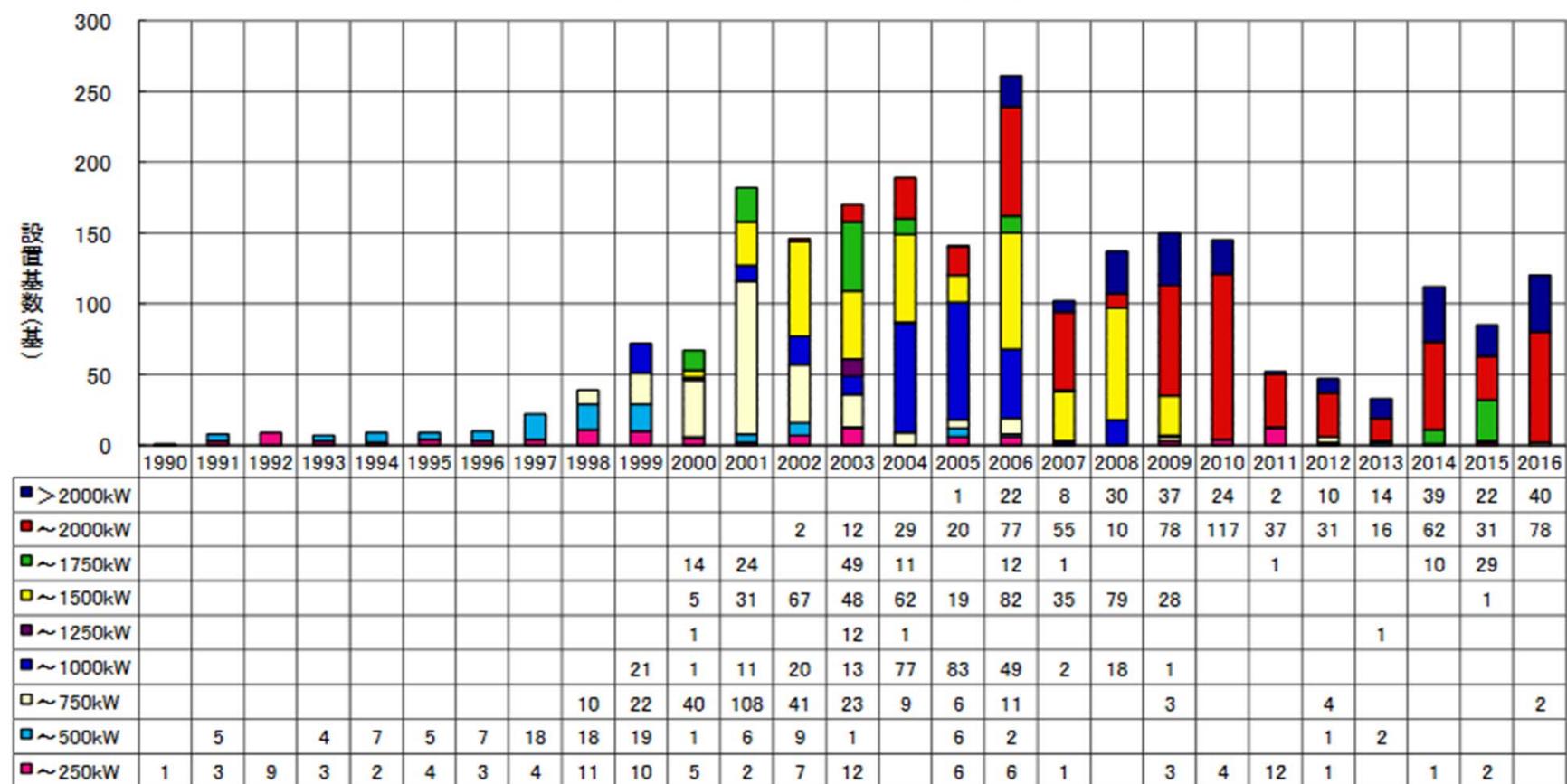
グラフはNEDO資料、認定済み未導入量は「再生可能エネルギーの大量導入時代における政策課題について」（平成29年5月25日経済産業省省エネルギー・新エネルギー部）より算定

## ②風車の出力が大きく

- 2000年以前は1,000kW以下、2005年頃は1,000kW前後、  
2010年～2,000kW前後が主流、アセス中のものは3,000kW超

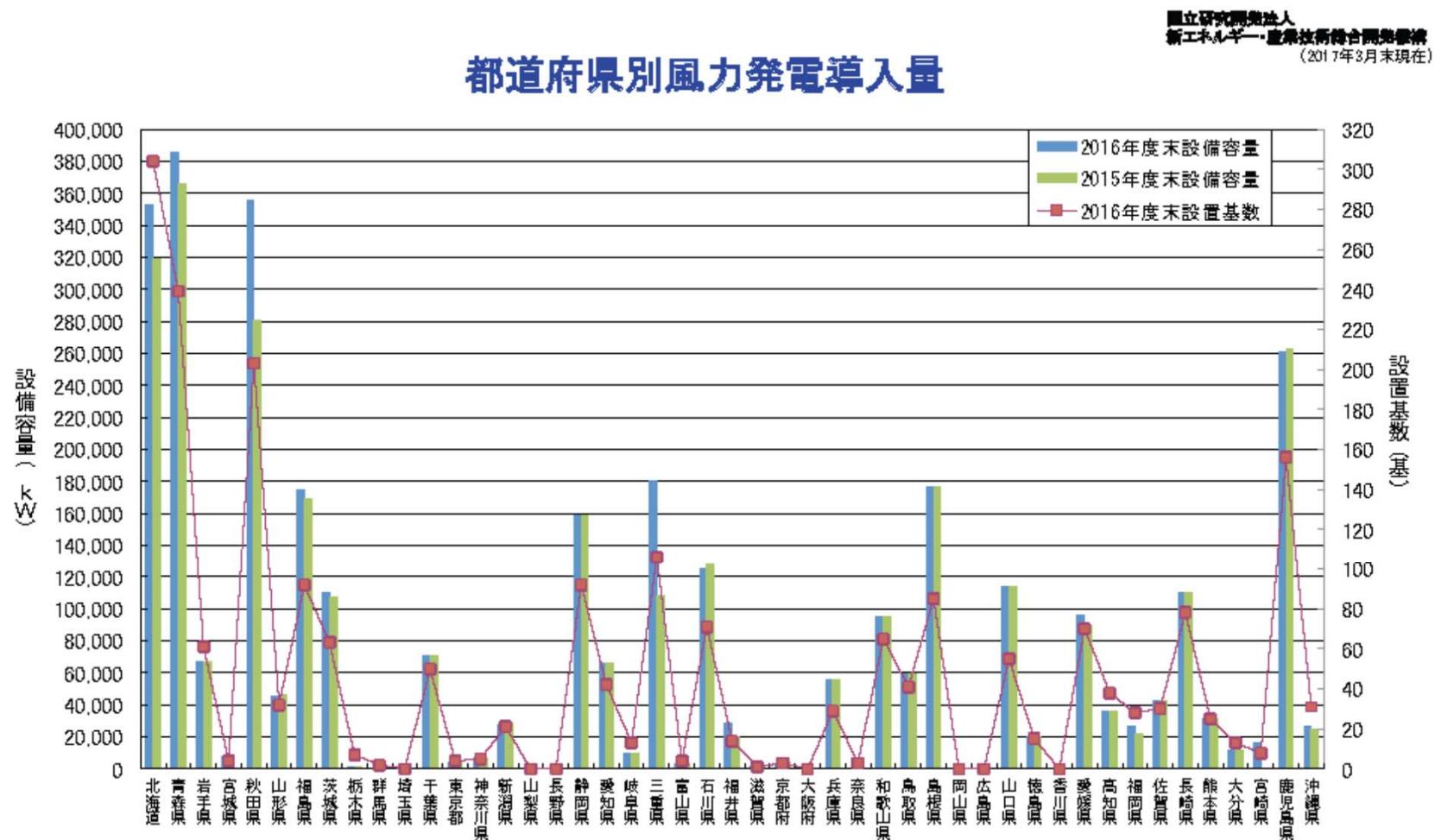
出力階層別導入基数の推移

国立研究開発法人  
新エネルギー・産業技術総合開発機構  
(2017年3月末現在)



### ③地域的偏在が大

- ・青森、秋田、北海道で大、鹿児島、三重、島根、静岡が続く
- ・16年導入量が大は、秋田、三重、北海道、青森
- ・アセス中のものは、北海道、青森、岩手、福島、秋田に多い



参考：法アセス手続き中の風力発電事業数（H30.2.20現在）  
 （環境省アセス支援ネット 手続き中案件より作成。  
 洋上風力含む。複数県にまたがる場合はそれぞれに重複カウント）

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	37	東京都	0	滋賀県	1	香川県	0
青森県	29	神奈川県	0	京都府	0	愛媛県	4
岩手県	27	新潟県	1	大阪府	0	高知県	3
宮城県	2	富山県	0	兵庫県	1	福岡県	1
秋田県	16	石川県	1	奈良県	0	佐賀県	2
山形県	2	福井県	2	和歌山県	1	長崎県	5
福島県	24	山梨県	0	鳥取県	3	熊本県	1
茨城県	2	長野県	0	島根県	3	大分県	2
栃木県	0	岐阜県	2	岡山県	0	宮崎県	2
群馬県	0	静岡県	1	広島県	2	鹿児島県	3
埼玉県	0	愛知県	1	山口県	2	沖縄県	0
千葉県	0	三重県	5	徳島県	1	合計	189

そうするとなにがおきるか・・・その1

## 風車の集中立地

風況のいい場所へ風車が集中  
この写真の中だけで約80基の風車が見えている



# そうするとなにがおきるか・・・その2

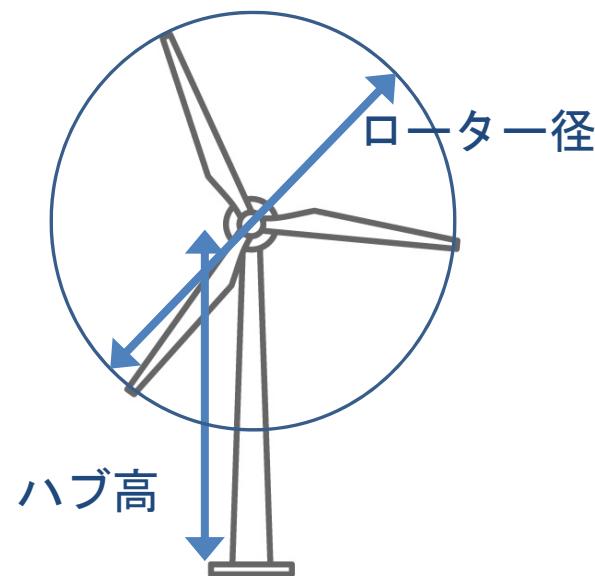
## 風車の大型化

### 1 MW級の風車

ハブ高 : 60m

ローター径 : 58m

風車高さ : 約90m  
(1999 三菱重工業)

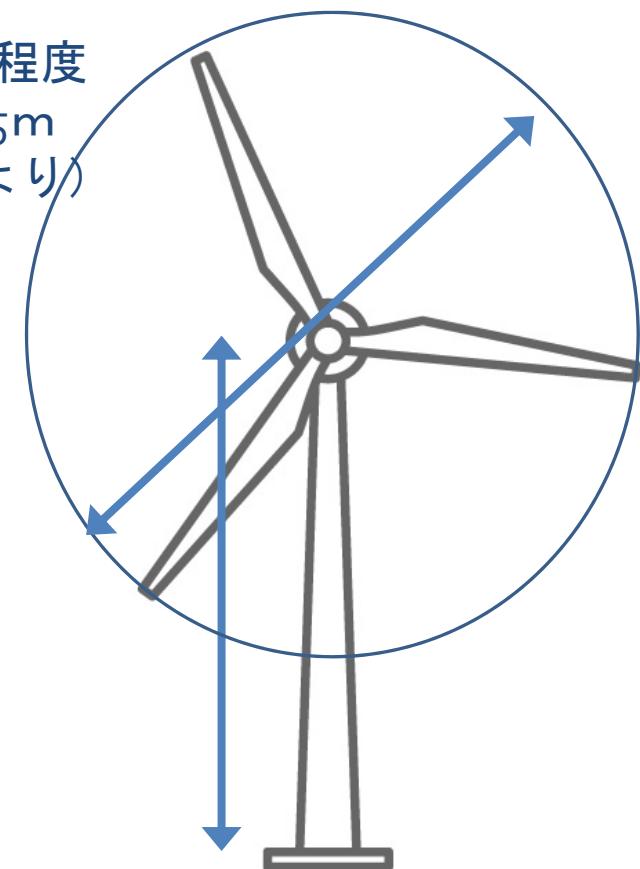


### 3 MW～4 MW級の風車

ハブ高 : 75～85m

ローター径 : 120m程度

風車高さ : 135～145m  
(最近のアセス図書より)



## 2. 風力発電における景観問題

- ① 風力発電が法対象となる際の議論
- ② 新聞記事検索による紛争事例と景観
- ③ 具体的な景観影響

## ① 風力発電が法対象となる際の議論

（「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」（H22~H23）資料より） 2/2

- ・風力発電による主な環境影響として、騒音・低周波音、景観、土地改変（動植物・生態系への影響、水の濁りの影響等）、バードストライク
- ・景観苦情の発生状況に関するアンケート結果
  - ・H22年4月1日時点で稼働中の出力20kW以上の風力発電所の設置事業者、設置場所の都道府県・政令市へのアンケート
    - ・回答者数 事業者227/384、46都道府県・18政令市
    - ・景観に関する苦情、要望書等4件（苦情等継続中3、終結1）
    - ・苦情発生時期は、建設前が1か所、供用時が3か所
    - ・景観苦情が生じる要因：事業実施区域が自然公園やその近辺であること、住宅から数百メートルの距離であり圧迫感があること、景観資源を眺望する際に視認されるおそれがあること等

## ① 風力発電が法対象となる際の議論

（「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」（H22~H23）資料より） 2/2

- ・諸外国の風力発電において景観問題が生じている事例

国	事業の段階	景観に関する問題等の概要
フランス（イル・エ・ヴィレーヌ県）	計画段階	イル・エ・ヴィレーヌ県知事は、世界遺産モンサンミッシェルの視界内に入るとして、2件の風力発電計画について許可しなかった（2010年2月、最も近いもので15km）
スペイン（andalusia地方）	計画段階	洋上風力発電計画について、景観及び観光等の観点から反対運動
カナダ（ケベック州）	計画段階	マシフ自然公園内の計画について、景観と動植物の観点から反対運動
ニュージーランド（パーマストンノース）	稼働中	半径数kmの住民アンケート調査によると、風力発電設備が視認できる住民のうち80%は景観の観点から煩わしいと回答
米国（ニューヨーク州）	稼働中	半径数kmの住民アンケート調査で、88%は風力発電設備によって景観が悪化と回答

## ② 新聞記事検索による紛争事例と景観 1/2

- ・7,500kW以上の風力発電事業の約1割で紛争あり  
紛争ありのうち約1/3の事業で景観に係る紛争あり

		騒音/ 低周波	災害/ 水質	景観	自然	野鳥	シャドー - フリッcker	その 他	紛争 事業数
畦地ら	事業数	8	17	19	20	36	0	4	59
2014	割合	48%	29%	33%	34%	61%	0%	7%	100%
環境省	事業数	11	4	6	5	7	0	2	16
2017	割合	69%	25%	38%	31%	44%	0%	13%	100%
合計	事業数	39	21	25	25	43	0	6	75
	割合	52%	28%	33%	33%	57%	0%	8%	100%

- ・畦地ら（2014）風力発電事業の計画段階における環境紛争の発生要因  
2012年11月末まで、全国紙3地方紙46紙
- ・環境省（2017）平成28年度環境影響評価関係総合調査  
2012.12～2016年7月末 全国紙3及び地方紙42紙

## ② 新聞記事検索による紛争事例と景観 2/2

- ・ 畑地ら(2014)による景観紛争発生要因の分析結果
- ・ 景観の紛争発生には単機出力と紛争経験が有意に関連。
- ・ 自然公園などの立地要因は有意ではなかったが、景観の紛争有19件中自然公園内が5事業、自然公園1km以内4事業、景観条例指定区域内又は後背3事業であり、さらなる分析必要とされている。

# 景観に係る反対報道事例

## その1 西予風力発電（愛媛県西予市）

- ・西予風力発電住民反対 景観・健康被害を懸念 2014.7.02  
愛媛新聞
  - ・予定地近隣の地域団体等が風力発電事業者と市に設置反対意見を提出。四国西予ジオパークの段々畠の景観が損なわれる恐れ。
  - ・2000kWの風車、8基建設予定。
- ・アセス等の状況
  - ・準備書住民意見への事業者見解：狩浜の段々畠と風力発電施設の両方が見える地点として本浦地区があるが、見える方向が異なる。ただし、重要な地点であることを踏まえ、塗色等に配慮。
  - ・環境大臣意見（2014.10.2）：足摺宇和海国立公園の利用施設計画に定められている主要な眺望点からの眺望景観を損ねることがないよう、風力発電設備の色彩、明度等について自然景観との調和に配慮
  - ・2016年6月 評価書縦覧終了。2018年1月 事業者より建設に着手の発表。

## 景観に係る反対報道事例 その2 大佐山風力発電（島根県・広島県）

- ・ 風力発電は環境破壊！？ 広島住民が建設設計画反対  
(2017. 4 中国新聞)
  - ・ 島根・広島県境での風力発電計画をめぐり、広島県芸北地区住民が計画に反対。豊かな生態系や里山の景観の重要性、周辺民家への健康被害懸念。
  - ・ 最大58,000kW、高さ150mの風車を最大18基建設。
- ・ アセス等の状況
  - ・ 2017年4月7日 計画段階配慮書公表
  - ・ 2017年6月23日 計画段階配慮書に対する環境大臣意見
    - ・ 騒音等及び風車の影による生活環境への影響、鳥類、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

### ③ 具体的な景観影響

- ・ 景観資源や眺望地点そのものが直接改変される
  - ・ 山、高原、自然林、遺跡・文化的資源 等
  - ・ 山頂の展望地点 等
- ・ 眺望が損なわれる
  - ・ 自然の景観に人工物である風車が出現
  - ・ スカイラインを切る、抵触（主にスカイライン上に立地）
  - ・ 複数の風力発電所が出現（風力発電間の複合影響）
  - ・ 送電鉄塔など他の工作物と混在（異なる事業等との複合影響）
- ・ 住宅や日常生活の場に近接し、圧迫感を感じる
- ・ 地域の印象、雰囲気が変化する（囲繞景観）

# 問題事例

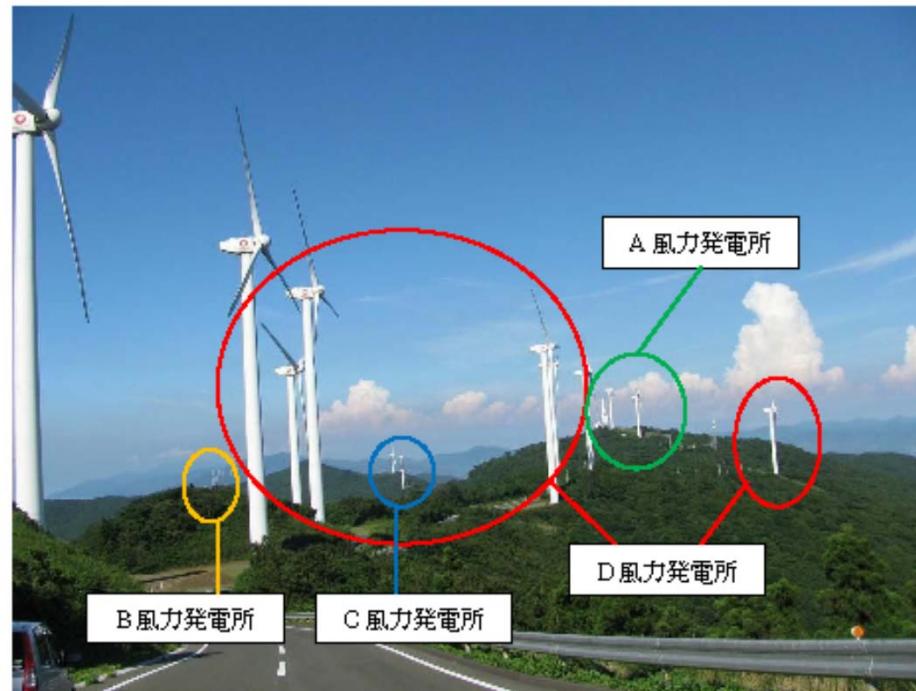


図1. 眺望景観の中で複数の風力発電所が視認される例

「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」(H22~H23)  
第2回資料より



図2. 近隣の住宅から見た風力発電設備の例

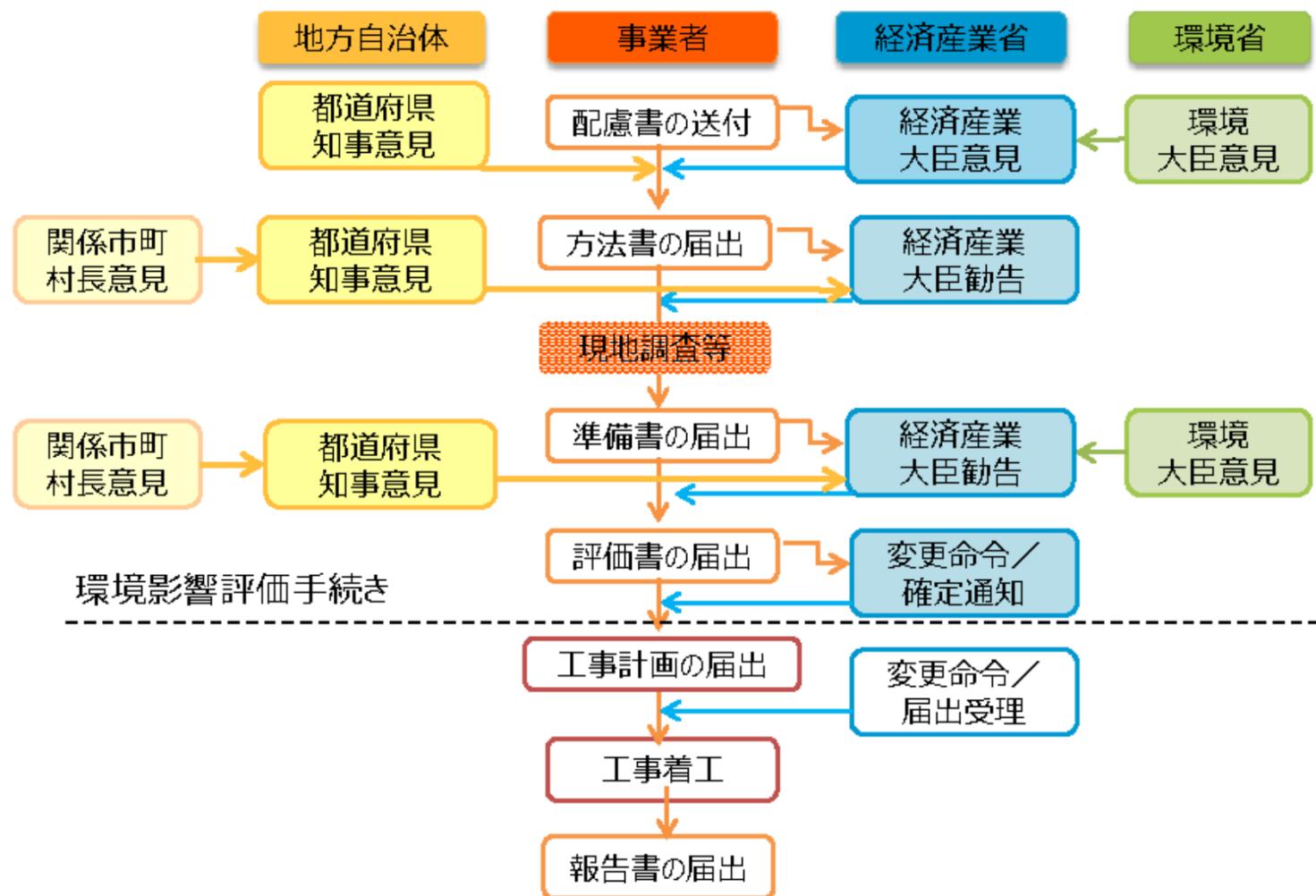
### 3. 風力発電アセスにおける景観

- ① 風力発電事業と環境アセスメント
- ② 発電所アセスの手続きフロー
- ③ 風力発電アセスにおける景観の位置づけ

## ① 風力発電事業と環境アセスメント

- ・一部自治体において条例による環境アセスメント対象
  - ・福岡県、長野県、滋賀県、兵庫県、岡山県、長崎県、新潟市等
- ・「NEDOマニュアル」による自主的な環境アセスメント
  - ・補助金の交付に当たって、交付元より求められた
  - ・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が策定した「風力発電のための環境影響評価マニュアル」
    - ・初版：平成15年7月、第2版：平成18年2月
    - ・環境影響評価の項目・手法や地元住民との協議手続き等を記載
    - ・約1/4の案件で住民の意見聴取手続きが行われていない等の課題
- ・2012年10月 風力発電所を環境影響評価法の対象事業に追加

## ② 発電所アセスの手続きフロー



### ③ 風力発電アセスにおける景観の位置づけ

- ・アセスの項目や手法の選定は、基本的事項に基づき事業所管大臣が定める主務省令によって規定される
  - ・基本的事項：環境大臣が定める。すべての事業種に共通
  - ・主務省令：環境大臣と協議し所管大臣が定める。事業種ごと
- ・発電所アセスの主務省令(技術指針) では景観は参考項目
  - ・土地の改変及び施設の存在が影響要因
  - ・景観資源の消滅又は縮小、眺望点及び眺望景観への影響が想定されることから、参考項目として設定。ただし、沿岸から相当程度離れた沖合に設置する発電所であって、景観に影響のない場合は除く（「発電所に係る環境影響評価の手引き」経済産業省電力安全課、2017による）
- ・おそらくすべての事業で項目として選定

## 4. 景観の技術手法と課題

- ① 技術手法を定める指針、マニュアル等
- ② 基本的事項における記載内容
- ③ 主務省令、手引きにおける景観の手法
- ④ 環境省の技術ガイドにおける景観の手法
- ⑤ 風力アセスにおける環境大臣意見（準備書段階）
- ⑥ 実際のアセスにおける手法と課題

## ① 技術手法を定める指針、マニュアル等

- ・環境省：

基本的事項



- ・環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い  
(日本環境アセスメント協会,2017)
- ・環境影響評価技術ガイド 景観  
(環境省,2008)
- ・環境アセスメント技術ガイド 自然とのふれあい(自然環境研究センター,2002)

- ・経済産業省：

主務省令(技術指針)



- ・発電所に係る環境影響評価の手引き(経済産業省電力安全課、2017)

## ② 基本的事項の記載内容

### 「人と自然との豊かな触れ合い」に区分される項目

- ・「景観」に区分される選定項目については、眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。
- ・「触れ合い活動の場」に区分される選定項目については、野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

### ③ 主務省令、手引きにおける景観の手法 1/2

#### 調査の手法

##### 視覚的認識の再現

- 人間の視野 60度のコーン
- 35mmフィルム換算で28~35mmレンズを用いて撮影した写真がこの視野に近い。（出典：自然環境研究センター2002）

- **主要な眺望点の把握**：不特定かつ多数の人が利用している場所、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち発電所を望むことができる場所
- **景観資源の把握**：山岳や湖沼等自然景観資源、歴史的文化的価値のある人文景観資源
- **主要な眺望景観の抽出**：主要な眺望点から景観資源を眺望する景観。事業との位置関係、利用特性、関係法令指定状況、地域住民との関わり等を把握
- **調査地域は**、発電所の規模、周囲の地形状況、眺望点・景観資源の分布状況、視程等を勘案し設定
- **調査手法は**、最新の文献、必要に応じ国・自治体ヒアリング、現地調査（写真撮影、目視確認）、必要に応じ数値地形モデル等により可視解析。フォトモンタージュを前提とした現況写真撮影では、現地で実際に見たときの視覚的認識にできる限り近い状況を再現することを基本とする。

### ③ 主務省令、手引きにおける景観の手法 2/2

#### 予測の手法

- 主要な眺望点・景観資源への影響：事業による直接改変域を地形図上で計測、これによる質的变化等を事例の引用により予測
- 主要な眺望景観への影響：フォトモンタージュ法、透視図法、コンピュータグラフィックス等の視覚的表現により予測
- 予測時期は、発電所の建物等が完成した時期

#### 評価の手法

- 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討

## ④ 環境省の技術ガイドにおける景観の手法

1/4

### 地域特性の把握

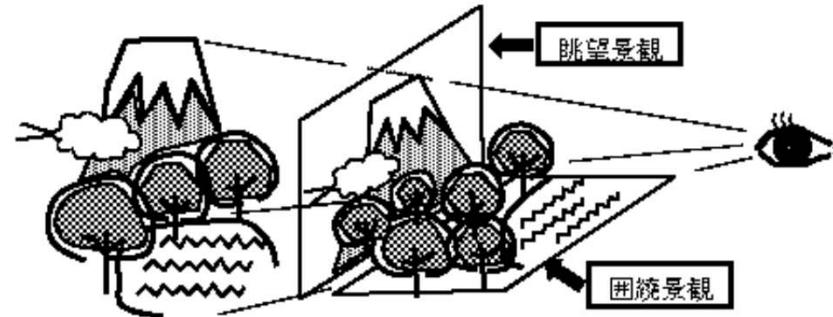
- 主要な眺望点や景観資源、地域の骨格を構成する自然的基盤、歴史的・文化的背景 等

### 影響評価対象選定

- 主要な眺望点およびそこからの景観資源の眺めの変化の可能性→眺望景観
- 事業による景観資源の直接改変や特性の変化、利用状態や眺めの変化→囲繞景観

眺望景観：視覚を通じて認知される像に着目した二次元的景観

囲繞景観：眺望点周辺の物理的空间や場の状態に着目した三次元的景観



図III.2-2 眺望景観と囲繞景観の概念模式図

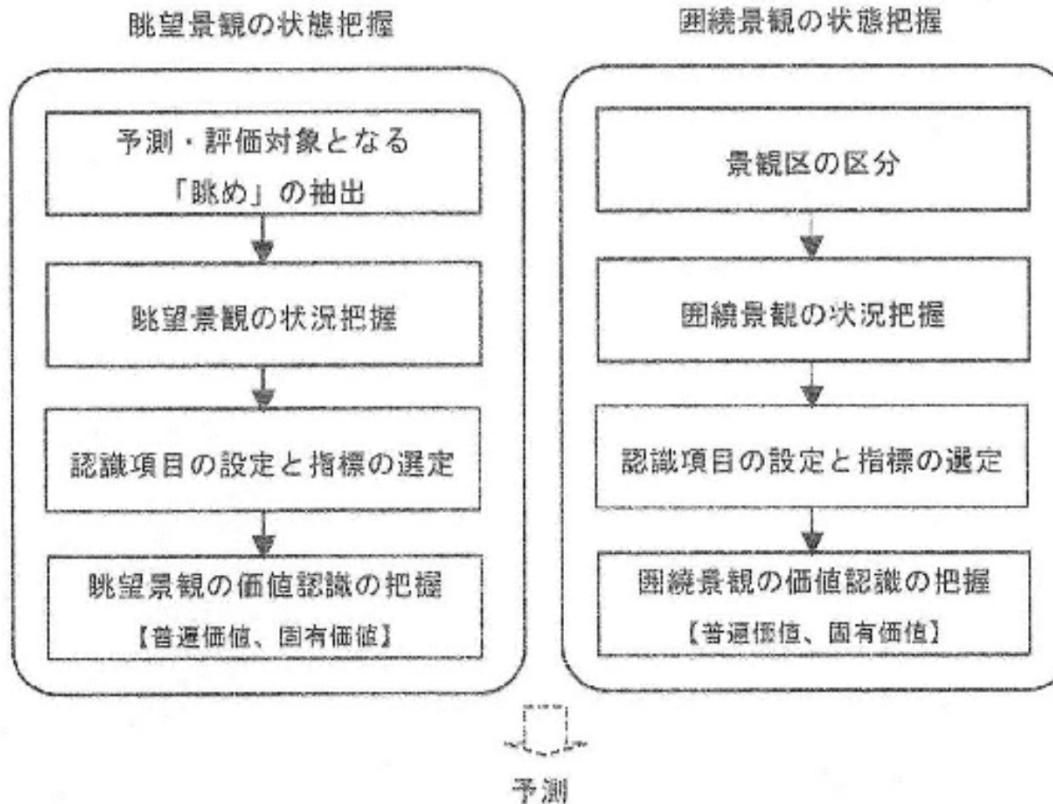
出典：塩田ら(1967)

## ④ 環境省の技術ガイドにおける景観の手法

2/4

### 調査

- 物理的特性把握+価値認識把握（利用者がその眺望のどこに価値をおくのか）



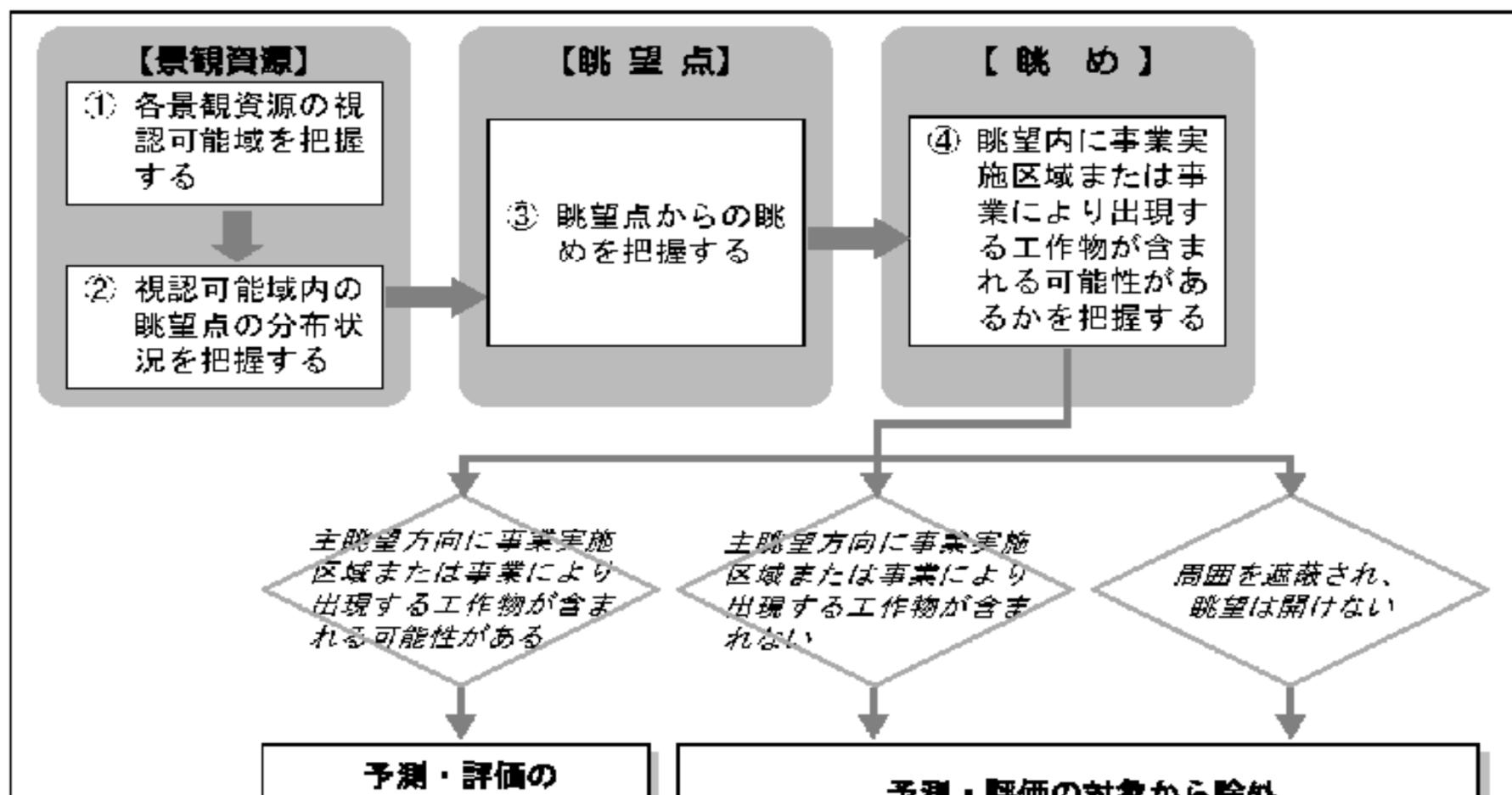
**具体的な眺望景観の調査手法**

1. 予測評価対象の眺めの抽出
  - ・可視領域解析、現地踏査による（詳細次頁）
2. 眺望景観の状況把握
  - ・現地調査により、利用時の状況（利用者数、利用形態等）、眺めの状況（眺望対象、景観構成等）を把握
3. 価値認識の指標設定
  - ・価値認識に応じた指標  
ex.人工物量、視野角、スカイライン切断、色彩対比等

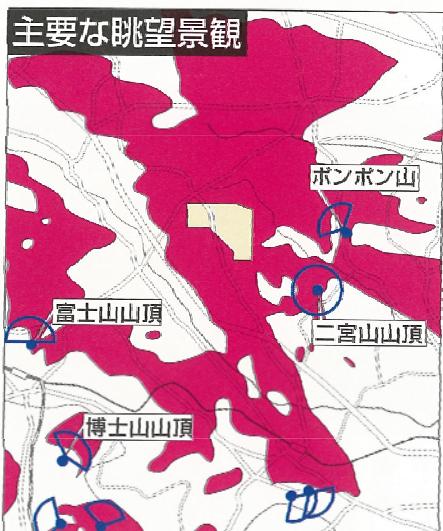
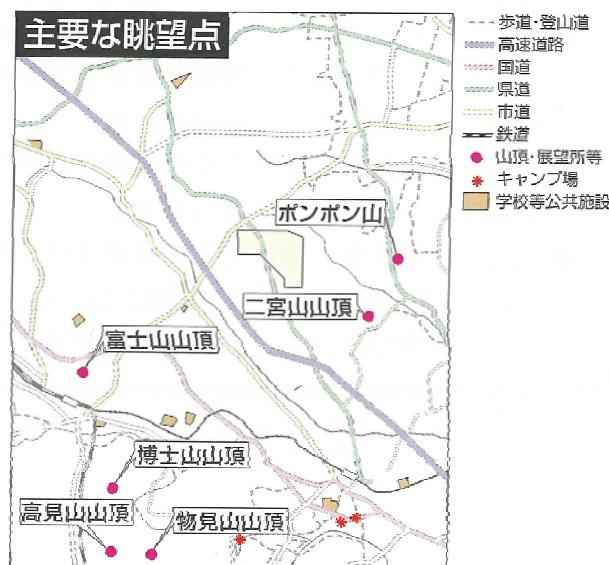
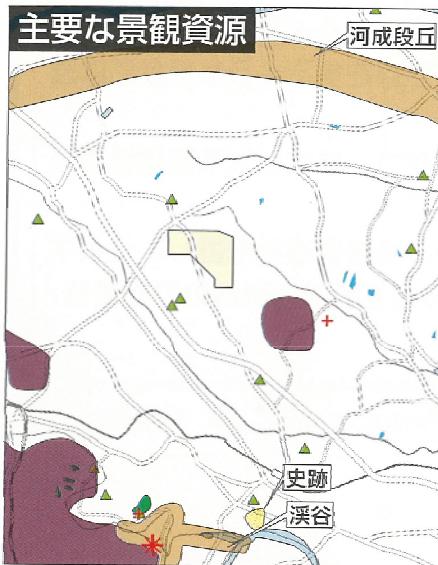
## ④ 環境省の技術ガイドにおける景観の手法

3/4

### 予測評価の対象となる眺めの抽出作業手順例



# 予測評価の対象となる眺めの抽出作業イメージ()



出典：自然環境研究センター（2002）

主要な「景観資源」「眺望点」を抽出する

## ④ 環境省の技術ガイドにおける景観の手法

4/4

### 予測

- ・眺望景観：主要な眺望点からの眺めの変化
- ・囲繞景観：景観区ごとに場の状態の変化、利用の状態の変化、眺めの変化

#### 1. 眺望景観の予測

- ・フォトモンタージュやコンピュータ・グラフィックスで予測画像作成
- ・現況画像と予測画像の指標の変化量を定量的に把握
- ・価値認識の変化についても調査段階で設定した価値の分類ごとに推定

#### 2. 囲繞景観に関する予測

- ・景観区の区分と事業計画による直接改変域をオーバーレイ、改変面積率等
- ・眺めの変化は、眺望点を特定しにくいことからアニメーションや仮想現実（VR）手法等の導入、模型の活用等

#### 3. 間接的な影響の予測

- ・物理的な環境要素の予測結果を参照し、景観への接的影響を確認  
(大気汚染、騒音、悪臭、夜間照明、水質、生態系の変化等)

#### 4. 定量的な予測手法の活用

- ・既存知見の指標値、閾値等の準用、計量心理学的手法やアンケート調査等

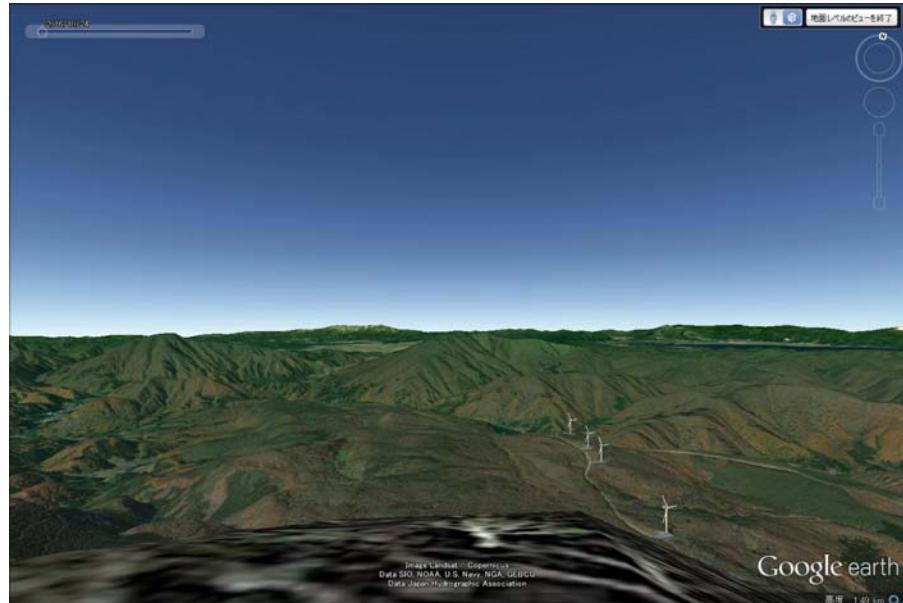
#### 5. 関係者等から得られた知見等の集約（合意形成の観点からの景観の重要性）

## 参考手法：フリーソフトを用いた視覚イメージの提供

- Google Earthは任意視点場からの「地面レベルビュー」を表示させることが出来る。これを用いて説明会等で任意の地点からの眺めの変化について簡易に予測可能



実際の風車のある眺め



Google Earthで作成した画像

(プレック研究所 作成)

## 参考知見：送電鉄塔の見え方

垂直視野角	評価
	鉄塔の場合の見え方
0.5度	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1度	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5~2度	シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3度	比較的細部まで見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
5~6度	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10~12度	眼いっぱいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。
20度	見上げるような仰角にあり、圧迫感も強くなる。

出典) 景観対策ガイドライン(案) (1981 UHV送電特別委員会環境部会立地分科会)

## 参考手法：計量心理学的手法

方法的分類	測定法	目的・対象
評価尺度を伴わない方法	観測的方法	アイマーク・レコーダー、ビデオカメラ 注視点行動
	視覚記憶測定法	想起法、再生法(マップ法)、際認法 情報量、イメージ分析
評価尺度を伴う方法	分類評価尺度	選択法 分類、位置づけ
	序数評価尺度	評定尺度法 品等法（順位法） 分類、位置づけ 重みづけ
		一対比較法
	距離評価尺度	分割法、等現間隔法 重みづけ
観測的方法又は評価尺度による方法	比例評価尺度	マグニチュード推定法 刺激量と心理量対応
	多元的評価尺度	百分率評定法、倍数法 意味構造、情緒
	SD法	調整法 閾値、等価値など定数の決定
観測的方法又は評価尺度による方法	極限法	
	恒常法	

出典：自然環境研究センター(2002)

## ⑤ 風力アセスにおける環境大臣意見 (準備書段階)

1/2

### 検討対象とする眺望点の追加

- ・海岸、川岸、高原、道の駅等
- ・地域の重要な景観資源が眺望できる地点
- ・自然公園の特別地域である山頂や主要な眺望点である山頂

### 予測対象の追加

- ・管理棟、変電施設及び蓄電施設、取り付け道路等

### 調査検討の不足

- ・可視解析等による地点選定、地域で大切にされている景観の保全（自治体等の意見聴取）

## ⑤ 風力アセスにおける環境大臣意見 (準備書段階)

2/2

### 特定の発電機の設置回避、基数削減、全体配置検討

- ・自然公園の特別地域が事業区域に含まれている
- ・自然公園の第一種特別地域、特別保護地区に近接
- ・自然公園利用施設や自然歩道からの景観資源の眺望阻害
- ・自然公園の主たる資源である山のスカイラインの切断
- ・自然公園の利用施設から垂直視野角が5度を超えるもの
- ・自然公園内の俯瞰景において、俯角が-8~-10度を越える位置よりも手前で視点に近い領域となるもの
- ・利用者、専門家、管理者等の意見を聴取し、風力発電設備の高さ、基数、配置等を更に詳細に検討すること
- ・複数パターンのモンタージュを作成して検討すること

## ⑥実際のアセスにおける手法と課題

### 実際の風力アセスの構成例

1/2

#### 調査結果

##### ①主要な眺望点及び景観資源の状況

地域概況で把握した11点+身近な視点4点=16点

可視領域解析（ただし、主要な眺望点は16地点のまま）

景観資源

##### ②主要な眺望景観

文献調査（主要な眺望点と景観資源を1枚の図におとしているのみ）

現地調査（1季、視認性確認・写真撮影のみ、利用情報なし）

#### 予測結果

- ・ 主要な眺望点、景観資源 改変なし
- ・ 予測地点16地点すべて(モンタージュ)、個別風車の距離と垂直視野角、風車が見える範囲の水平視野角の表あり

## ⑥実際のアセスにおける手法と課題

### 実際の風力アセスの構成例

2/2

## 評価結果

### ①回避低減による評価

- ・景観資源と同時に見えるものの垂直視野角が1.4度と小さいこと、景観資源周辺に既存の風車が存在すること等から、保全対策（塗装、改変域の最小化等）で回避・低減されている

### ②国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性

- ・景観計画、環境計画の記載との整合について言及
  - ・「景観形成基準の適用範囲外であるが、視認される風力発電機の垂直視野角について極力最小化に努めている」こと等から整合しているが、垂直視野角をどのようにして最小化したかの検討過程や検討内容の記載はない。

## ⑥ 実際のアセスにおける手法と課題 主な課題

1/2

### 眺望景観の調査予測評価

- ・ 主要な眺望点（予測評価地点）の選定プロセスが不明確
  - ・ 検討プロセスが示されていない、プロセスが踏まれていない
  - ・ その結果、重要な地点のぬけ、地元や審査会等の指摘による手戻りや過剰な追加等
  - ・ 身近な眺望地点（地域住民にとって重要な地点）の位置づけが不明確
  - ・ ぬけおちがちなものの：自然公園の利用施設（図面情報が手に入りにくい）、文化的・歴史的観点や地域固有の景観（重要文化的景観、景観計画や市町村史等のチェックの重要性、自治体指定の文化財の位置・範囲情報の入手のしにくさ 等）
- ・ 景観資源や主要な眺望景観の価値認識が示されていない
- ・ 予測がモンタージュのみ
  - ・ そもそも重要な地点から見えないといった前提の記載不足
  - ・ 視覚材料のみで変化量等が示されていない

## ⑥ 実際のアセスにおける手法と課題 主な課題

2/2

### 眺望景観について（つづき）

- ・複数案が示されていない、回避・低減のプロセスが不明確
  - ・重大な影響が想定される場合には、配置の複数案を検討するなど、回避・低減のプロセスを示すべき
- ・予測結果の示し方の課題
  - ・現地での見え方を再現できる示し方になっていない（過小な印象）
  - ・合意形成に資するようなわかりやすい示し方となっていない
- ・評価の検討が不十分
  - ・現況景観の価値認識が示されていないため、評価が十分に検討できない
  - ・重大な影響が想定される場合には、現場アンケートや評価実験等も

### 囲繞景観が扱われていない

- ・身近な眺望地点との関係
- ・説明会等での視覚的ツールの活用

## おわりに

- ・景観は誰もが感覚的に判断できること、景観に係る環境の変化は地域住民の日常的な生活の変と密接に関連するものであることなどから、環境影響評価における合意形成の過程で景観は重要な役割を果たす。
- ・よって、新たな技術の活用等により、説明会等で地域住民によりわかりやすくイメージしやすい情報を提示することが重要。
- ・景観は見る側の主観的要因に左右されるものであり、地域へのきめ細かな説明プロセスが反対や苦情の発生を防ぐ。